

高知工業高等専門学校情報公開委員会規程

制 定 平成13年4月 1日
一部改正 平成31年2月21日

(設置)

第1条 高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）に高知工業高等専門学校の保有する情報の公開を適正に運用するため、本校に情報公開委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議・検討事項)

第2条 委員会は、本校の情報公開の円滑な実施のため、情報公開に関する事項を審議又は検討する。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議し、運営会議に諮るものとする。

- (1) 情報公開に係る規程の制定及び改廃に関すること
- (2) 情報公開の実施体制に関すること
- (3) 開示・不開示の判断基準に関すること
- (4) 法人文書の開示・不開示に関すること
- (5) 開示実施手数料の減額又は免除に関すること
- (6) 不服申立てに関すること
- (7) 訴訟に関すること
- (8) 法人文書の管理に関すること
- (9) その他情報公開の円滑な実施に関すること

3 本校の情報公開取扱要項第4条に基づき開催する場合は、必要に応じて次に掲げる事項を検討する。

- (1) 法人文書の開示・不開示に関する具体的事案の対応
- (2) 開示実施手数料の減額又は免除に関する具体的事案の対応
- (3) 不服申立てに関する具体的事案の対応
- (4) 訴訟に関する具体的事案の対応
- (5) その他情報公開委員会の円滑な実施に関する具体的対応

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (2) 専攻科長
- (3) 副校長（研究担当）
- (4) 事務部長
- (5) その他校長が必要と認めた者 若干名

2 前項第5号の委員は、校長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、教務主事をもって充てる。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

6 第2条第3項に基づき開催される委員会（以下「検討委員会」という。）については、事務部長が招集し、その議長となる。

（議事）

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことが出来ない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 検討委員会は、委員が出席できないときは、当該委員が指名する者を代理出席させるものとする。

4 検討委員会は、事務部長が出席できないときは、その代理出席者が議長を代行するものとする。

（委員以外の者の出席）

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務）

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。